

茅野駅周辺施設広告掲載取扱要領

令和7年9月3日

(趣旨)

第1条 この要領は、茅野駅周辺施設内に掲載する有料広告（以下「駅周辺有料広告」という。）の取扱いについて、茅野市広告掲載実施要綱（平成23年告示第316号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載対象施設と広告の規格等)

第2条 この要領の対象施設、広告の規格、枠数、広告掲載の料金（以下「広告料」という。）、は別表1に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する広告料は、毎月1日から月末までの1箇月を単位とし、日割り計算は行わない。

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載することができる期間（以下「掲載期間」という。）は、毎年度4月から3月の間で、最小単位は1箇月とする。

(掲載希望者の募集)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）を募集するときは、市ホームページ、市広報紙等により行うものとする。

(広告掲載の申請)

第5条 掲載希望者は、茅野駅周辺施設広告掲載申請書（様式第1号）により、市長が指定する期間内に申請するものとする。なお、年度の途中で枠数に空きが生じている場合は、先着順で申請を受け付けるものとする。

(広告掲載の審査)

第6条 市長は、第5条第1項の規定による申請を受理したときは、広告の内容等を要綱及びこの要領により審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等を、茅野駅周辺施設広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により、掲載希望者に通知するものとする。

3 市長は、第5条の規定による申請数が別表1に掲げる枠数を超えたときは、次に掲げる順位により、広告の掲載を決定するものとする。この場合において、同順位の掲載希望者については、掲載月数を多く希望しているものを優先するものとする。

(1) 市内に店舗、事務所等を有するもの

(2) 市外に店舗、事務所等を有するもの

(3) 複数の広告の掲載を希望している広告主の2つ目以降の広告

(4) 前各号に掲げるもの以外のもの

4 前項の規定により順位の決定ができない場合は、抽選によりその順位を決定するものとする。

(広告料の納付)

第7条 広告を掲載する者(以下「広告主」という。)は、広告料をあらかじめ市長の指定する期日までに納付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合はこの限りではない。

(広告内容の変更)

第8条 広告主は、掲載期間内に広告の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ市との協議を経て、変更しようとする日の14日前までに、茅野駅周辺施設広告掲載内容変更届(様式第3号)により、市長に届け出るものとする。

2 市長は、広告の内容等が各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき、又はこの要領等に抵触すると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続きを経ることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。

(2) 広告主が前条第2項の規定による広告の内容等の変更等を行わないとき、又は同項の変更を行ってもその内容が是正されたと認められないとき。

(3) その他広告の掲載が適切でないと市長が認めるとき。

2 市は、前項の規定による取消等により広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

(広告料の返還)

第11条 前条の規定により広告の掲載を取り下げた場合、納付済みの広告料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない理由により、やむを得ず広告の掲載ができなくなった場合に限り、納付済みの広告料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により広告料を返還する場合は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以降の広告料を返還する。

3 第2項の規定により返還する広告料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第12条 広告の作成は、広告主の責任及び負担で行うものとし、広告主は広告の内容等掲載した広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(規制業種又は事業者)

第 13 条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
 - (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業とされる業種
 - (3) たばこに関する業種
 - (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
 - (5) 投機的商品に関する業種
 - (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
 - (7) 占い又は運勢判断に関する業種
 - (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種
 - (9) 債権取立て、示談の引受け等に関する業種
 - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
 - (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続を開始している事業者
 - (12) 各種法令に違反している事業者
 - (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (13) 国、地方公共団体、その他公共機関と係争中の事案のある事業者
 - (14) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (広告の制限)

第 14 条 要綱第 3 条の規定に基づく広告の制限は、別表 2 に掲げるとおりとする。

(種別ごとの個別基準)

第 15 条 広告の種別ごとの個別基準については、別表 2 に掲げるとおりとし、基準に反する場合は、広告掲載は認めない。

(庶務)

第 16 条 茅野駅周辺施設広告掲載の庶務は、都市計画課において処理する。

(雑則)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、茅野駅周辺施設広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 6 条関係)

対象施設	広告の規格	枠数	料金
茅野駅東西自由通路	B 0 判 1, 030 mm×1, 456 mm以内 ポスター形式	1 枠	1 枠あたり 1 箇月 8, 0 0 0 円
	A 1 判 841 mm×594 mm以内 ポスター形式	8 枠	1 枠あたり 1 箇月 3, 0 0 0 円

別表 2 (第 14 条、第 15 条関係)

事項	基準
要綱第 3 条に規定する広告掲載の対象としない広告	<p>(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 個別法により表現内容等の禁止事項に抵触するもの（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）等） イ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）による誇大広告の制限に抵触するもの ウ 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの エ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの オ 粗悪品等広告を掲載することが適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの カ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの キ いわゆるマルチ商法、S F 商法等に関連するもの ク 虚偽の内容又は誤認されるおそれのあるもの <p>(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 反社会的な行為を誘発したり助長したりするもの イ 非科学的又は迷信に類するもので、社会不安を与えるおそれのあるもの ウ いかげわしい表現又は乱暴な文言を用いたもの

	<p>エ 個人、特定の団体等を誹謗中傷するもの若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの</p> <p>オ 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの</p> <p>カ 第三者の氏名、写真等を無断で使用するもの若しくはプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの</p> <p>キ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの</p> <p>(3) 市の公共性、中立性又は品位を著しく損なうもの</p> <p>ア 過剰な利益追求を内容とするもの</p> <p>イ 投機及び射幸心を著しくあおる表現のもの</p> <p>ウ 市が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの</p> <p>(4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの</p> <p>ア 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に抵触するもの</p> <p>イ 政党等の講演会等に関するもの</p> <p>ウ 公の選挙若しくは投票における事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む）</p> <p>エ 宗教、義捐金募集等による宗教活動に類するもの</p> <p>オ 個人又は団体等の名刺広告</p> <p>カ 個人又は団体等の主義主張に関するもの</p> <p>(5) 青少年の健全な育成を阻害するもの</p> <p>ア 残酷な描写又は善良な風俗に反するような表現のもの</p> <p>イ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの</p> <p>ウ ギャンブル等を推奨するもの</p> <p>エ 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの</p> <p>(6) その他市長が掲載する広告として不相当と認めるもの</p> <p>ア 皇室関係の写真、紋章等を使用したもの</p> <p>イ 氏名、肖像等本人に無断でを使用したもの又は明らかに模倣・盗作とみなせるもの</p> <p>ウ 統計、文献、専門用語等の引用又は取引等に関して表示すべき事項を明記しないことにより、実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を提出しない場合を含む）</p> <p>エ 自己の供給する商品等と競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの</p> <p>オ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの</p> <p>カ 責任の所在が明確でないもの</p> <p>キ 広告自体の内容が明確でないもの</p>
--	--

	<p>ク 広告主が扱う商品等の金額のみを、広告全体を使って過度に大きく表示するようなもの</p> <p>ケ 色又はデザインが景観と著しく違和感があり、公衆に不快感を与えるおそれのあるもの</p> <p>コ 謝罪、釈明等のもの</p> <p>サ 尋ね人、養子縁組等のもの</p>
<p>広告種別ごとの個別基準</p>	<p>(1) 人材募集広告</p> <p>ア 人材募集に見せかけて、商品、材料、機材等の売り付け又は資金集めを目的としているものを掲載していないか。</p> <p>イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるものを掲載していないか。</p> <p>(2) 語学教室等</p> <p>ア 安易さや授業料・受講料の安価さを強調するような表示をしていないか。</p> <p>イ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく学校でない場合、その旨を明記しているか。</p> <p>(3) 学習塾、予備校（専門学校を含む）等</p> <p>ア 合格率など実績を載せる場合は、事実又は客観的な根拠に基づいたものであること及び実績年を表示しているか。</p> <p>イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設等が不明確なものではないか。</p> <p>(4) 資格講座等</p> <p>ア 当該講座の受講だけでは資格取得ができず、取得には別に試験を受ける必要がある場合において、受講をすれば取得できるような誤解を招く表現はせず、その旨を明記しているか。</p> <p>イ 資格講座等の募集に見せかけて、商品、材料等の売り付け又は資金集めを目的としているものではないか。</p> <p>ウ 受講費用が、全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示をしていないか。</p> <p>(5) 病院、診療所及び助産所</p> <p>医療法の規定により広告できる事項以外を掲載していないか。</p> <p>(6) 獣医師及び動物病院</p> <p>獣医療法（昭和 24 年法律第 186 号）の規定により広告できる事項以外を掲載していないか。</p> <p>(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）</p> <p>ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定により広告できる事項以外を掲載し</p>

	<p>ていないか。</p> <p>イ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告ではないか。</p> <p>(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用器具等（健康器具、コンタクトレンズ等）</p> <p>ア 広告主は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、医薬品等適正広告基準（昭和 55 年 10 月 9 日薬発第 1339 号。厚生省薬務局長通知）、並びに業界の自主規制を遵守しているか。</p> <p>イ 広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ているか。</p> <p>(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等</p> <p>ア 広告主は薬事法、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び不当景品類及び不当表示防止法並びに業界の自主規制を遵守しているか。</p> <p>イ 広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ているか。</p> <p>(10) 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等</p> <p>ア サービス全般（老人保健施設を除く）</p> <p>（ア）介護保険の保険給付対象となるサービスと、それ以外のサービスを明確に区別せず、誤解を招く表示をしていないか。</p> <p>（イ）広告主に関することについて、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名以外を掲載していないか。</p> <p>（ウ）その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示をしていないか。</p> <p>イ 有料老人ホーム</p> <p>（ア）有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号、厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針別表の有料老人ホームの類型及び表示事項の各類型の表示事項を全て掲載しているか。</p> <p>（イ）所管都道府県の指導に基づいているものか。</p> <p>（ウ）公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）に抵触していないか。</p> <p>(11) 墓地等</p> <p>当該墓地所在地の市町村長の許可を取得し、許可年月日、許可</p>
--	--

	<p>番号及び経営者名を明記しているか。</p> <p>(12) 不動産事業</p> <p>ア 不動産事業者の広告の場合で、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記しているか。</p> <p>イ 不動産売買又は賃貸の広告の場合で、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記しているか。</p> <p>ウ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成 15 年公正取引委員会告示第 2 号）による表示規制に従っているか。</p> <p>エ 契約を急がせる表示をしていないか。</p> <p>(13) 建築、建設、測量、設計事務所等</p> <p>名称、所在地、許認可番号等一般的な事業案内以外を掲載していないか。</p> <p>(14) 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等</p> <p>各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触していないか。</p> <p>(15) 旅行業</p> <p>登録番号、所在地、補償の内容を明記しているか。ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が記載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。</p> <p>(16) 通信販売業</p> <p>連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品等に関する規定は明記されているか。</p> <p>(17) 雑誌、週刊誌等</p> <p>ア 適正な品位を保っているか。</p> <p>イ 見出し、写真、表現については、青少年保護等の点で適正であり、不快感を与えないものであるか。</p> <p>ウ 特に犯罪被害者、タレント等の有名人に関して、プライバシーを尊重し配慮のある表現をしているか。</p> <p>エ 未成年、心身喪失者等の犯罪に関連したものは、氏名及び写真を掲載していないか。</p> <p>(18) 映画、興行等</p> <p>ア 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものを掲載していないか。</p> <p>イ 内容を極端に歪めたり、一部分のみを誇張したりした表現等を使用していないか。</p> <p>ウ ショッキングなデザイン及び青少年に悪影響を与えるおそれ</p>
--	---

	<p>のあるものを使用していないか</p> <p>エ 年齢制限等、規制を受けるものでその内容を明記しているか。</p> <p>(19) 古物商、リサイクルショップ等</p> <p>ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けているか。</p> <p>イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合、廃棄物を処理できる旨の表示をしていないか。</p> <p>(20) 結婚相談所、交際紹介業等</p> <p>ア 経済産業省が作成した「結婚相手照会サービス業認証制度に関するガイドライン」を基に、第三者機関に認証されていることが明記されているか。</p> <p>イ 名称、所在地、一般的な事業案内以外の内容を掲載していないか。</p> <p>(21) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織</p> <p>ア 名称、所在地、一般的な事業案内以外の内容を掲載していないか。</p> <p>イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）していないか。</p> <p>(22) 募金等</p> <p>ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可等を受けているか。</p> <p>イ 主旨が明記されているか。</p> <p>(23) 質屋、チケット等再販売業等</p> <p>ア 個々の相場、金額等を表示していないか。</p> <p>イ 有利さを誤認させるような表示はしていないか。</p> <p>(24) その他、次に掲げる事項について注意を要すること。</p> <p>ア 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明記しているか。</p> <p>イ 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されているか。</p> <p>ウ 無料で参加、体験できるもの 費用がかかる場合があるときは、その旨を明記しているか。</p> <p>エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 (ア) 広告主の法人名、所在地、連絡先を明記しているか。 (イ) 法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにし、代表者名を明記しているか。</p> <p>オ 肖像権、著作権 無断使用がないか。</p>
--	--

	<p>カ 宝石の販売 虚偽の表現はしていないか。(公正取引委員会に確認の必要がある。)</p> <p>キ 個人輸入代行業等の個人営業広告 必要な資格の取得状況や所在地等の実態が確認できるか。</p> <p>ク アルコール飲料 (ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明記しているか。 (イ) 飲酒を誘発するような表現はしていないか。</p>
--	---